

介護職員等

再就職準備金

貸付制度のお知らせ

応援します！

介護業務に再就職する皆さん！

介護職員等再就職準備金貸付制度は、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県福祉人材総合支援センターが離職した介護職員の再就職をサポートする制度です。

対象

次の①～④までの要件をすべて満たす方

- ① 介護職の実務経験が1年以上^{*1}あり
- ② 介護福祉士または実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員(ホームヘルパー)1級、2級等の修了資格を持ち
- ③ 岐阜県福祉人材総合支援センターに予め②の資格等の届出をし^{*2}かつ利用計画書を提出し
- ④ 岐阜県内の介護事業所・施設において介護職として再就職^{*3}する方



貸付額

総額 **40** 万円以内

(一人当たり一回限り)

返還免除型貸付金

(無利子。ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。)

申請方法

岐阜県福祉人材総合支援センターまでお問い合わせください。

※申請には要件を満たす連帯保証人が必要です。

資格等の届出用
QRコード



*1 雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した日数が180日以上あること

*2 介護福祉士等、介護の資格を持つ方が介護の仕事から一度離れても、いつでも介護の仕事で再び活躍できるように創設された制度です。福祉人材総合支援センターに届出・登録することで、介護に関する最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます

*3 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日まで、一定の期間が必要です

岐阜県内で介護業務に2年間従事すると、

全額返還免除！

免除の要件等は
裏面をご覧ください。